

熊谷南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、絶対に許されるものではありません。常にいじめられている子供の立場に立ち、いじめの防止、早期解決に全力をあげて市全体で取り組む必要があります。いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害です。このようないじめを防止し、次代を担う子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることは、すべての市民の役割であり、責務です。

3 いじめの防止に向けた方針

いじめを防止するために、社会全体がいじめを起こさない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

【市として】

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化など必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

【学校として】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を最後まで守り抜くこと、いじめている子供には毅然として指導していくことを表明し、いじめの実態把握に努め

るとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- (4) 相談窓口を明確に示すとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

【保護者として】

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに荷担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々との情報交換に努めるとともに、いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

【子供として】

- (1) いじめを自分自身の問題として捉え、他者に対しては思いやりの心を持って接する。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、周囲の人（友達、親、先生）に積極的に相談したりする。

【市民、事業者、関係機関として】

- (1) 熊谷市の子供が安心して生活し、学習することができる環境づくりに努める。
- (2) 子供の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供する。
- (3) 地域行事等で子供が主体性をもって参加できるよう配慮する。